

令和6年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会

招 集 年 月 日	令和6年3月27日					
招 集 の 場 所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示 す	開会	令和6年3月27日 午後2時28分			臨時 議長	古 川 よし枝
	閉会	令和6年3月27日 午後3時35分			議 長	小 堤 修
	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	前 嶋 竜乃介	○	1 6		
	2	松 本 讓 二	○	1 7		
	3	古 川 よし枝	○	1 8		
	4	佐 野 太 一	○	1 9		
	5	海 東 一 弘	○	2 0		
	6	小 堤 修	○	2 1		
	7	落 合 信太郎	○	2 2		
	8	金 澤 克 仁	○	2 3		
	9	山野井 隆	○	2 4		
	1 0	入 江 洋 一	○	2 5		
	1 1			2 6		
	1 2			2 7		
1 3			2 8			
1 4			2 9			
1 5			3 0			
会議録署名議員	1 番	前 嶋 竜乃介		2 番	松 本 讓 二	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事 務 局 長	中 山 茂		議事係	斎 藤 佐武郎 小 林 勇 高 橋 夏子	

地方自治法第1 21条により説 明のために出席 した者の氏名	管 理 者	中 村 修
	副 管 理 者	小田川 浩
	事 務 局 長	瀬 尾 一 弘
	次 長	穂 鹿 毅
	経 営 課 長	齊 藤 隆
	保 全 課 長	長 塚 学
	水 再 生 課 長	前 島 修
	整 備 課 長	渡 邊 敏 明
	排 水 窓 口 課 長	近 内 伸 一 郎
	経 営 課 長 補 佐	坂 木 昇
	経 営 課 長 補 佐 兼 料 金 係 長	宮 田 俊 明
	保 全 課 副 参 事 兼 課 長 補 佐	斉 藤 宏 幸
	保 全 課 長 補 佐 兼 管 路 更 生 係 長	椎 名 正 徳
	水 再 生 課 長 補 佐	海 老 原 義 孝
	整 備 課 長 補 佐	岩 沢 一 実
	整 備 課 長 補 佐 兼 整 備 1 係 長	谷 口 良 倫
	排 水 窓 口 課 長 補 佐	木 村 修 夫

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

令和6年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

令和6年3月27日

午後2時28分開会

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙について
- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第5 承認第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について
- 日程第6 議案第1号 取手地方広域下水道組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 取手地方広域下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 取手地方広域下水道組合下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第6号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算
- 日程第9 一般質問
- 追加日程第1 同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について

令和6年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 令和6年3月27日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
3月27日	午後2時28分	本会議	議会議場	仮議席の指定 選挙第1号 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 選挙第2号 承認第1号 議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 一般質問 同意案第1号

令和6年第1回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

令和6年3月27日（水曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後2時28分開会

○**議会事務局長（中山 茂君）** 議会事務局長の中山でございます。

事務局から申し上げます。

これから開会されます令和6年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会は、先日両構成市で執行されました市議会議員一般選挙後、初めて招集された議会でございます。

したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日出席されております議員の中で、古川よし枝議員が年長の議員でありますので、議長の選挙終了まで臨時議長の職務をお務めいただきます。

古川よし枝議員、議長席へ御着席お願いいたします。

○**臨時議長（古川よし枝君）** ただいま御紹介いただきました古川よし枝です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和6年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

ここで管理者から特に発言を求められておりますので、日程に先立ちまして、この際、これを許します。

管理者中村 修君。

○**管理者（中村 修君）** 皆さんこんにちは。

令和6年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

冒頭に、今年の元日、石川県能登地方において、最大震度7を観測する地震が発生し、広い範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。災害に見舞われ、お亡くなりになられた方々に御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、本日は、過日行われました取手市並びにつくばみらい市議会議員選挙後、初めての議会でございます。選出されました議員の皆様におかれましては、多くの市民の信託を受けられ、御当選されましたことを心よりお喜びを申し上げます。今後、議員の皆様が御健勝にて御活躍されますことを御祈念申し上げます。

改めまして、新たな議会体制発足に伴い、本組合事業の概況を2点にまとめ、御報告を申し上げます。

1点目は、地震対策でございます。

冒頭にも申し上げましたが、大規模な地震が発生すると、広い範囲で甚大な被害がもたらされます。下水道は、ほかのライフラインと異なり、地震時に同等の機能を代替する手段がないため、災害により機能が停止すると、日常生活に深刻な影響を与えることとなります。

国土交通省では、主要施設の耐震化を目的とした防災、災害の最小化を図る減災の二つを組み合わせ、総合的な地震対策を推進しており、本組合の直近事業におきましても、昨年からは、取手市とつくばみらい市を結ぶ二三成橋付近において、小貝川横断の大規模工事に着手しております。

この工事では、小貝川の下に直径2メートルの管路を推進で築造するものでございまして、普段あまり目にするのでできない事業でありますので、議会議員に御覧いただける機会を設けるなど、今後調整をさせていただければと考えているところでもございます。

次に、2点目、施設の老朽化対策でございます。

本組合では、昭和60年に取手市内の一部を供用開始してから、今年で40年目を迎えます。古くなった管理施設は、劣化により道路の陥没や処理機能の低下を引き起こすこともあり、施設の状況把握と適正な管理が求められているところでございます。

老朽化対策におきましては、施設の延命化を図りながら、中長期的な視点で優先順位をつけ、安全性とコストのバランスを鑑み、戦略的に取り組んでまいりたいと考えています。

以上2点、事業の概況を御報告申し上げますが、下水道普及率も、昨年度末の時点において74.3%、全国平均の81%に至っておりません。未普及地域の整備も着実に進めていくため、収入と支出の将来予測を立てながら、健全な下水道サービスの提供確保に努めてまいりたいと思っておりますので、議員皆様におかれましても、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（古川よし枝君） それでは、これより日程に入ります。

_____ ○ _____

仮議席の指定

○臨時議長（古川よし枝君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

_____ ○ _____

選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（古川よし枝君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（古川よし枝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（古川よし枝君） 異議なしと認めます。よって、本職が指名することに決定しました。

議長に、小堤 修君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま本職が指名しました小堤 修君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（古川よし枝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました小堤修君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小堤 修君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、小堤 修君、就任の挨拶をお願いいたします。

○議長（小堤 修君） ただいま仰せのとおり、議長職に仰せつかりました取手市議会議員小堤 修でございます。

これからは、中村管理者、小田川副管理者を支えつつ、そして組合職員の皆様の協力を得ながら、議会として、そして議員の皆様とともに、私も議長として、つくばみらい市の市民の皆様、そして取手市の市民の皆様の下水道の普及促進、今、管理者からございましたように、普及促進や震災対策の整備、そういった諸々の整備のために、この下水道環境をよくしていく、発展させていくことに尽力していきたいと思っております。

微力ではございますけれども、鋭意誠心頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（古川よし枝君） 以上で当選人の挨拶は終わりました。

議長が決定いたしましたので、臨時議長の職務は、これをもって終了いたします。

皆様の御協力によりまして、無事に臨時議長の職務を遂行することができましたこと、御礼申し上げます。

それでは、議長と本席を交代するため、自席で暫時休憩といたします。

午後 2 時 3 9 分休憩

午後 2 時 4 0 分再開

○議長（小堤 修君） それでは、再開いたします。

日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、お手元に配付しましたとおり指定いたします。

議席番号及び氏名を朗読させていただきます。

議会事務局長補佐、斎藤佐武郎君。

○議会事務局長補佐（斎藤佐武郎君） それでは、議席及び氏名を読み上げさせていただきます。

1 番前嶋竜乃介議員、2 番松本譲二議員、3 番古川よし枝議員、4 番佐野太一議員、5 番海東一弘議員、6 番小堤 修議員、7 番落合信太郎議員、8 番金澤克仁議員、9 番山野井 隆議員、10 番入江洋一議員。

以上でございます。

○

会議録署名議員の指名

○議長（小堤 修君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、議長において、1 番前嶋竜乃介君、2 番松本譲二君を指名いたします。

○

会期の決定

○議長（小堤 修君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

○

選挙第 2 号 副議長の選挙について

○議長（小堤 修君） 日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 異議なしと認めます。よって、本職が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に松本譲二君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま本職が指名しました松本譲二君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました松本譲二君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松本譲二君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

それでは、松本譲二君、就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（松本譲二君） ただいま御推挙をいただきまして副議長の任を賜りました松本譲二でございます。どうぞよろしく願いいたします。

これよりは、小堤議長をしっかりと補佐し、取手地方広域下水道組合議会の円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（小堤 修君） それでは、本職ともどもよろしく願いいたします。

以上で当選人の挨拶は終わりました。

○

承認第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

○議長（小堤 修君） 日程第5、承認第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） 承認第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げます。

補正の内容でございますが、第2条の収益的収支につきましては、収入及び支出においてそれぞれ414万6,000円を増額、第3条の資本的収支につきましては、収入において414万6,000円を減額、支出において85万3,000円を増額するものでございます。

補正理由といたしましては、職員給与費等の現員現給及び給与改定によるもので、令和6年1月16日付で補正予算措置を行ったものであります。

以上、承認第1号につきまして提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。これから質疑を行います。質疑は一つの議題につき、答弁時間を除き1人5分以内です。質疑回数制限はありません。

また、質疑を行う議員は、1回目の質疑は登壇して行い、質疑後は質問席で待機し、2回目以降は質問席で行ってください。質疑が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

○

議案第 1 号 取手地方広域下水道組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 取手地方広域下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3 号 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 取手地方広域下水道組合下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小堤 修君） 日程第 6、議案第 1 号から議案第 4 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第 1 号から第 4 号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号 取手地方広域下水道組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件につきましては、特別職職員の報酬の支給方法を改めるほか、議会議員の費用弁償について、議会会議規則に定める会議を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 2 号 取手地方広域下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件につきましては、本組合事務局組織の活性化及び体制強化を目的に、職員職務の等級別基準を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 3 号 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件につきましては、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する取扱いが整備されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

最後に、議案第 4 号 取手地方広域下水道組合下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件につきましては、受益者負担金、分担金の徴収コスト削減を目的に、督促手数料を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上 4 件を一括いたしまして、提案理由の御説明を申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第4号を採決いたします。

議案第1号 取手地方広域下水道組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 取手地方広域下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 取手地方広域下水道組合下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（小堤 修君） 日程第7、議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、主要な建設改良事業において、処理場建設費、ポンプ場建設費及び管きょ建設費をそれぞれ減額するものでございます。

第3条の下水道施設の維持管理などを行うための収益的収支につきましては、収入及び支出において、それぞれ3,787万3,000円を増額、第4条の新たな下水道施設の整備や既存施設の改築、更新を行うための資本的収支につきましては、収入において3億7,135万円を減額、支出において4億1,776万6,000円を減額するものでございます。

主な補正理由といたしましては、執行額の確定及び請負差金等によるものでございます。

第5条の継続費につきましては、県南クリーンセンター機械及び電気設備改築事業等の総額及び年割額について補正するものでございます。

以上、議案第5号について、提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

議案第6号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算

○議長（小堤 修君） 日程第8、議案第6号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第6号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について、提案理由を御説明申し上げます。

令和6年度の予算につきましては、燃料価格や物価高騰などの影響により、先行き不透明で予断を許さない状況の中、事業の見直し及び経費の徹底した精査を行い、市民生活に重要なサービスを安定的に提供することに努める予算の編成としております。

その上で、第2条におきましては、接続戸数、年間総排水量、1日平均排水量を定め、主要な建設改良事業として、県南クリーンセンター機械及び電気設備改築工事などの処理場建設費、ゆめみ野汚水中継ポンプ場機械及び電気設備増設工事などのポンプ場建設費、また、未普及地域の解消として、約10ヘクタールの面整備を実施するほか、北部幹線管路更生工事及び伊奈山王幹線二条化工事などの管きょ建設費を定めております。

次に、予算規模として、第3条の収益的収入及び支出は、本組合の財政運営と経常的な経営活動に関わる経費の収支とするもので、収入は49億992万7,000円を予定し、前年度当初予算額と比べ6.2%の増。支出については47億6,896万9,000円で、前年度と比べ6.9%の増となり、前年度より増加した予算額となっています。

こちら収入につきましては、昨年8月の定例会において可決いただいた料金改定の引上げ分を見込んだものとなりますが、支出につきましては、人件費や物価高騰などの影響を受け、主として維持管理全体に要する経費が増加したものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出は、建設改良事業と企業債の償還などに関わる収支でございます。収入は27億4,545万円を予定し、前年度と比べ7.9%の増。支出については、43億3,630万2,000円とするもので、前年と比べ2.7%の増となっております。

こちらは、令和4年度から令和6年度の継続事業であります伊奈山王幹線二条化事業の年割額の見直しにより増額としたものでございます。

令和6年度以降も厳しい財政状況が見込まれますが、限られた財源を効率的かつ効果的に執行してまいりますので、議員の皆様のご御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、令和6年度予算の概要について御説明申し上げます。

詳細につきましては、事務局長より補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 引き続き、事務局長より補足説明を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） それでは、議案第6号について補足説明をさせていただきます。

令和6年度予算につきましては、経費節減に努め、事業の徹底した精査を行い、事業の性質上、可能なものは、前年度と同額以下の計上に努める編成といたしました。

なお、地方公営企業の経理では、官庁会計と異なり、資産を経費として見るため、現金の収入、支出を伴わない経費を計上することになりますので、御理解のほどよろしく願いを申し上げます。

それでは、別冊で配付しております予算補足資料の4ページをお開きください。

令和6年度予算実施計画内訳書でございます。

収益的収入及び支出は、下水道施設の維持管理など、経常的な経営活動に要する収支であります。収入の部、下水道事業収益の総額は、49億992万7,000円を予定しております。

営業収益は、主たる営業活動による収益で16億7,192万6,000円を予定し、本組合の自主財源であります下水道使用料、雨水処理に要する経費に対する構成市負担金等によるものでございます。

そのうち、下水道使用料の収入は15億5,789万2,000円を予定し、営業収益の93.2%を占め、令和6年4月からの料金改定により、前年度と比べ20.9%の増、2億6,890万3,000円の増収を見込んでおります。

営業外収益は、営業活動以外の収益とするもので、構成市補助金、長期前受金戻入等による収入としまして、32億3,800万円を予定しております。

次に、5ページを御覧ください。

支出の部、下水道事業費用の総額として、47億6,896万9,000円の支出を予定しております。

営業費用は、議会活動に要する議会費のほか、下水道施設の維持管理に要する費用を処理場費、ポンプ場費、6ページの管きよ費に計上をしております。

次に、7ページを御覧ください。

業務費は、下水道使用料の調定業務などに要する費用でございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

総係費は、全庁に共通する費用で、事業活動全般に関連する費用として計上をしております。

9ページ、減価償却費には、有形固定資産に該当する既存の下水道施設について、経年による経済価値の減耗費を計上をしております。

営業外費用は、下水道施設の建設時に借り入れた企業債の支払い利息等でございます。

特別損失は、前年度までの下水道使用料等の過誤納還付金を過年度損益修正損に計上をしております。

次に、予備費は、下水道施設に生じた緊急性のある修繕工事等に速やかに対応するため計上するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

資本的収入及び支出は、新たな下水道施設の整備や既存施設の改築更新を行うための収支でございます。

収入の部、資本的収入の総額として、27億4,545万円の収入を予定し、建設改良事業のために借り入れる企業債、構成市からの出資金、補助金、また、国・県による補助金、さらに下水道の整備後、受益者の皆様に御負担いただく受益者負担金等の収入を予定するもの
でございます。

次に、11ページを御覧ください。

支出の部、資本的支出の総額として、43億3,630万2,000円の支出を予定しております。

処理場建設費は、県南クリーンセンターにおける既存施設の改築更新に要する費用で、地震対策としまして、効率的に耐震補強を行うため、県南クリーンセンター耐震診断業務委託を計上し、また、老朽化対策としまして、令和6年度、7年度の2か年にわたり実施する消毒施設の機械及び電気設備改築工事等を計上をしております。

ポンプ場建設費は、増設及び既存施設の改築更新に要する費用で、令和5年度、6年度の2か年にわたり、新たな企業の進出に向けて実施しているゆめみ野汚水中継ポンプ場機械及び電気設備の増設工事等を計上をしております。

次に、12ページを御覧いただきまして、管きょ建設費は、下水道未整備地区における新たな面整備及び既存管の改築更新等に要する経費であります。

また、老朽化対策としまして、北部幹線管路更生工事を計上し、管理者からの冒頭の挨拶でお話のありました地震対策としまして、令和4年度から6年度の3か年にわたり実施している伊奈山王幹線二条化工事を計上しております。

この事業は、重要路線の二条化事業となり、大規模災害が発生したときのバックアップ管路にも位置づけをしております。

次に、13ページを御覧ください。

下水道事業計画は、事業計画の策定に要する経費で、老朽化対策として、長期的な視点で今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位をつけ、計画的かつ効率的に施設を管理するストックマネジメント修繕・改築計画策定に要する委託費等を計上をしております。

固定資産購入費は、事務用パソコンの購入費を計上をしております。

企業債償還金は、企業債の元金償還に要する費用を計上しております。

14ページは、令和6年度の構成市負担金及び出資金の明細となります。

15ページ以降につきましては、主要事業に関する資料として、その内訳書、事業箇所図を添付しておりますので御参照ください。

最後に、構成市の重要施策である区画整理、また、再開発事業に関連した下水道整備につきましても、引き続き関連部署と連携を図りながら取り組んでまいります。

以上、令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

初めに、通告順に従い発言を許します。

古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） 議席番号3番古川よし枝です。

議案第6号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について質疑をいたします。

令和5年8月23日の組合議会にて、令和6年度からの下水道料金の引上げ改定が行われました。値上げ額については、処理費用の100%を賄うというものでした。

当時の不足分は、収益的収支の営業外収益の構成市補助金の中で、基準に基づかない補助金で賄っているとの説明がありました。令和6年度予算で料金の改定が行われれば、構成市の補助金はなくなるのかとの質問に、基準に基づかない補助金なので、補助金からの補填はなくなる見込みであるが、下水道事業の健全な経営のために料金見直しの増額分を減らされては元の木阿弥なので、料金改定の意味がなくなる。増額できた分は、面整備の拡大や施設の延命に使用し、継続可能な下水道事業に努めると答弁がされました。

そこで、本予算書6ページ、令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算実施計画の収益的収支の収入の部で補填をしていた下水道事業収益の営業外収益の構成市補助金の予算額は17億9,290万5,000円で、前年度比4,712万9,000円の減額の計上となっておりますが、使用料金改定による料金増額と構成市補助金との関係を説明をお願いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

経営課長齊藤 隆君。

○経営課長（齊藤 隆君） ただいまの古川議員の御質問にお答えいたします。

使用料改定による料金増額と構成市補助金との関係とのごとでございしますが、御質問の6ページ、営業外収益の構成市補助金は、7ページの下水道事業費用に充てる補助金でございまして、使用料収入が増えれば、その分、営業外収益の構成市補助金は減額となります。

令和6年度の場合は、御質問のとおり、前年度と比較しますと約4,700万円の減となっております。下水道使用料の改定により、令和6年度の使用料は約2億6,800万円の増となる見込みでございしますので、本来であれば、構成市補助金については、もっと減額にできるのではと想定しておりましたが、予算を組んだところ、予想外の物価の高騰や維持管理費の増などにより、この補助金の対象となる下水道事業費用が大幅に増えたため、下水道使用料の増額予定見合いの減額にはなっておりません。

また、構成市補助金4,700万円減の内訳としまして、取手市が5,300万円の減、つくばみらい市がまだ600万円の増となっております。これは、使用料収入が改定初年度のため、検針の都合によりまして、12か月分ではなく、取手市においては11か月分、つくばみらい市においては9か月分の使用料収入の計上となっており、その分、構成市補助金で穴埋めした形となっております。令和7年度以降は、12か月分の使用料収入となるため、改善され

ていく見込みでございます。

なお、営業外収益で減額となった約4,700万円の構成市補助金につきましては、昨年8月の議会で答弁させていただきましたように、有効活用し、4条の構成市出資金へ増額で計上しており、面整備への拡充などに使用させていただく予定でございます。

これからも経営の健全化を実施し、持続可能な下水道に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 古川よし枝さん。

○3番（古川よし枝君） 御丁寧な御説明ありがとうございました。

その分、4条の出資金に増額されているということも確認できましたけれども、御説明ありがとうございました。

○議長（小堤 修君） これで古川よし枝さんの質疑を終わります。

通告にありました質疑は以上となります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

一般質問

○議長（小堤 修君） 日程第9、一般質問を行います。

念のために申し上げます。質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。質問が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。一般質問の時間制限は、1人20分以内となります。

それでは、質問通告順に質問を許します。

佐野太一君。

○4番（佐野太一君） こんにちは。佐野太一です。

このたび、下水道組合議会議員として初めての定例会でございます。精一杯勉強させていただきながら務めさせていただきますので、改めまして皆様よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

質問事項といたしまして、双葉地区の現状と今後についてです。

昨年6月の大雨による深刻な災害に見舞われた双葉地区ですが、現在、下水道の整備が進んでいない状況がございます。そこで、双葉地区の事業計画区域の進捗状況についてです。双葉地区の現在の下水道事業の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） ただいまの佐野議員の御質問にお答えをいたします。

双葉地区の事業計画についてですが、平成26年度に双葉地区25.52ヘクタールのうち、久賀小通りの南側の双葉1丁目、2丁目を事業計画区域に定め、現在は6.92ヘクタール、全体計画25.52ヘクタールの27.1%が事業計画区域となっております。

事業の進捗状況については、平成27年度に新川1号幹線の詳細設計並びに双葉地区の基本設計を実施し、平成28年度から新川1号幹線の工事に着手をしております。

双葉地区内では、平成31年度から久賀小通りの工事を進めており、令和6年2月末日現在、双葉地区の事業計画区域6.92ヘクタールに対して、供用開始面積は約1.13ヘクタール、16.3%の進捗でございます。

今後の整備予定といたしましては、久賀小通りから南側の双葉2丁目から順次整備を進めていく予定ではございますが、双葉1丁目は私道が多く残っており、取手市道への移管が進んでいないことから、残り5.79ヘクタール部分についての整備が終わるめどが現在のところ立たない状況でございます。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。状況のほうは確認させていただきました。

続きまして、双葉地区の事業計画区域の拡大と課題についてです。

現在の事業計画については、今後どのような予定であるか、お尋ねいたします。

○議長（小堤 修君） 水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） それでは、佐野議員の質問にお答えいたします。

現在の下水道組合の事業計画につきましては、令和4年度、昨年度に変更しておるのが最新となっております。そのうち、取手市の事業計画面積は1,781ヘクタール、事業計画期間を令和8年度末、令和9年3月31日までとしております。

このことを受けまして、令和8年度中に、期間の延長を主とした事業計画の変更を予定している状況でございます。

以上です。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。令和8年度中に事業計画の変更が予定あるということ確認できました。

次に、双葉地区の事業計画区域の拡大についてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（小堤 修君） 水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） それでは、御質問にお答えいたします。

双葉地区につきましては、先ほど局長のほうから答弁がありましたとおり、約16%の進捗であります。双葉地区を含めると、取手市内の現在の事業計画区域のうち、まだ未整備である区域が約200ヘクタールほど残っておりますので、その区域の整備のめどが立った段階で、区域の追加のほうを実施していく予定で考えております。

以上です。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） 残っているところが多いので、そこが済み次第ということですね。分かりました。

では、先に進みます。双葉地区の事業計画区域拡大の課題は何か御認識されているか、お尋ねいたします。

○議長（小堤 修君） 水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） 佐野議員の御質問にお答えいたします。

双葉地区の事業計画区域拡大についての課題ですが、1点目としては、先ほど局長のほうからもありましたが、区域に私道が多く、取手市に道路が移管されていないため、同意が得られず、工事に着手できないこと。

2点目としましては、道路が狭く、水道管、ガス管等埋設管がふくそうしていることから、移設費が高額になること。

3点目として、空き家や高齢者だけの世帯が多く、整備を進めたとしても接続が進んでいないことが事業計画区域拡大への主な課題となっております。

以上です。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） 課題を今お聞きいたしました。課題の御答弁いただきましたが、今後、その課題解決に向けた対策など、お考えがございましたら、お尋ねしたいと思います。

○議長（小堤 修君） 事務局長瀬尾一弘君。

○事務局長（瀬尾一弘君） 佐野議員の御質問にお答えします。

課題解決ということですが、まずはやっぱり私道が多いということが現状でございます。

あと、先ほど前島課長がお話ししたとおり、この現場に入るときに地元の自治会長さんなんかといろいろと双葉地区の地図を確認しながら、高齢者がいる世帯、また、空き家がある世帯、いろいろお話を伺ったりさせてもらって、非常に協力的でございました。

現実的に今、供用開始されている部分について、実際に使えるお宅が50件ほどあります。現在、実際に使っている、供用開始というか接続されているお宅が2件しかない状態でございます。なかなかそれは、高齢者だけの方とか、空き家が多いということもあるんですが、諸般の事情というか、自己負担が伴ってきます。それが受益者負担金であり、また、宅地内の排水設備の切替え、そういうものも当然でございます。そういうところをいろいろと考えると、下水道使用料も当然、今度は負担がかかってきますね。そうすると、例えば高齢者のお宅だと、浄化槽が使えるから、まだまだいいよと。また、やはりそのお金の問題、自己負担の問題もいろいろありますので、本当にその地区で下水道を必要としているか、していないかと。こういうものについても、我々独自に、いろいろ自治会長さんなり、区長さんなり、地区を訪問させていただいてニーズの調査なんかも、今後整備を進めるに当たり、やっていかなくちゃならないんじゃないかなというところがあります。

あと、私も別の部署にいたときにお聞きしたのは、当然、下水道もやってくればいいんでしょうけれども、やっぱり私道が多いということで、道路が移管されていないということで、道路を直してもらいたい。また、U字溝を直してもらいたい。また、U字溝の汚泥を清掃してもらいたい。当時は、みんな若い世帯の人がいっぱいいたんでしょうけれども、大分高齢になると、U字溝のどぶさらいじゃないですけども、そういうものですら、やっぱりやるのがしんどくなっていると、そういうようなこともありましたので、これも取手市と連携しながら、いかに取手市道に移管ができるかというのが一つのネックになってくるとは思うんですけども、そういうニーズの調査なんかも今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

ぜひニーズ調査などを組合で、または取手市、あるいは自治会と、おっしゃられていたように御協力をいただいて進めていただきたいと思います。私も、多様な立場やお考えや事情のある方が多数いらっしゃることを存じております。ただ、ニーズがあることも多少御承知の上で進めていただきたいと思います。確かに道路の移管が進んでいない、道路を直してもらいたい、U字溝を逆に直してもらいたいなどの様々な御要望があると思いますので、その辺も含めまして、ぜひお取り組みいただきたいと思います。

意見いたしまして、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小堤 修君） 以上で佐野太一君の質問は終わりました。

本日、管理者から、同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてが追加で送付されました。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 異議なしと認めます。

よって、この際、同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加議案配付のため休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時32分再開

○議長（小堤 修君） 再開します。

ここで、議員各位に申し上げます。

この後、議題となる同意案第1号の山野井 隆氏の除斥該当者はいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 該当なしと理解します。

議事を進めます。

同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について

○議長（小堤 修君） 追加日程第1、同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により山野井 隆君の除斥を求めます。

〔9番山野井 隆君退場〕

○議長（小堤 修君） 提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） ただいま議題となりました同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について、提案理由を御説明申し上げます。

監査委員の小堤 修氏が、令和6年2月14日をもちまして任期満了となりましたので、新たに山野井 隆氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山野井 隆氏は、見識も高く、また、人格も高潔で人望の厚い方であります。

以上、同意案第1号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。よろしく御同

意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これより、同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、同意案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

山野井 隆君の除斥を解除いたします。

山野井 隆君の入場を求めます。

これにて本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和6年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

御審議ありがとうございました。

午後3時35分閉会